

電子決済等代行業者に求める事項の基準

株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます。）は、2017年5月に成立した「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、2018年2月に公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針^(※1)」を踏まえ、電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に定める事業者をいいます。以下同じ。）が当行システムに接続するために同者に対して求める事項の基準を公表いたします。

当行のシステムと接続する電子決済等代行業者は、以下の基準を満たすものとします。

（※1）「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」は静岡銀行のホームページに掲載しています。（<https://www.shizuokabank.co.jp/policy/electronic.html>）

1. 基本的事項

次を満たす事業者であること。

- （1）電子決済等代行業者の登録を受けているか、またはみなし電子決済等代行業者^(※2)であり、登録取消のおそれがあると判断すべき事由が認められないこと。
- （2）電子決済等代行業者が電子決済等代行業を営むに当たり、当行システムに接続するために必要となる契約（以下「システム接続利用契約」といいます。）を締結する意向があり、同契約の内容を適切に履行する上での懸念が認められないこと。
- （3）電子決済等代行業者およびそのグループ会社の事業が公序良俗に反するものでなく、かつ、利用者保護や当行の社会的信用の維持に支障があると判断すべき事由が認められないこと。
- （4）電子決済等代行業者、その役員、主要株主または従業員等が、反社会的勢力ならびに日本・米国その他の国や国際機関等が指定している経済制裁対象者またはその関係者等に該当しないこと。
また、当行の商品・サービスを、マネー・ローンダリングなどの各種金融犯罪、テロ活動の資金支援ならびに日本・米国その他の国や国際機関等が実施している経済制裁において禁止されている取引またはその疑いがある取引等に利用しない事業者であり、かつ、利用されない管理態勢を十分に整備・構築している事業者であること。
- （5）当行と信頼関係を築き、当行がオープン・イノベーションを推進するうえで長期にわたり協働できると認められること。
- （6）当行からの要請に応じて、当行所定の接続試験^(※3)を実施し、安定的な接続に懸念が認められないこと。

（※2）みなし電子決済等代行業者とは、前述の法律が2018年6月に施行した時点で、電子決済等代行業の定義に該当する事業を行っていた事業者をいいます。同法律上の経過措置期間中は登録を受けなくても電子決済等代行業者とみなされます。

（※3）接続試験は複数回にわたって実施することがあります。また、システム接続利用契約の締結前もしくは締結後またはその両方を行うことがあります。

2. 事業内容

- (1) 電子決済等代行業者およびそのグループ会社の事業が当行のお客さま、当行の本支店が所在する地域の経済に有益と判断できること。
- (2) 電子決済等代行業者およびそのグループ会社の事業が当行の銀行サービスの向上に資すると判断できること。

3. ガバナンス態勢および財務内容

- (1) 経営方針、経営戦略を定め、取締役または取締役会は、内部管理態勢の整備・確立、経営上の重要な意思決定・経営判断への関与、経営方針・経営計画を組織全体に周知するなど、適切に業務を実施していること。
- (2) 電子決済等代行業者のサービスを適切に実施するための組織体制・人的体制を有していること。
- (3) システム開発・運用管理の体制が不十分であると判断すべき事由が認められないこと。
- (4) 事故発生時における対応資力を有する事業者であること。
債務超過でなく、審査時点における資産内容等に照らし、今後も健全な財務状態が維持されると見込まれること。

4. 法令等遵守態勢

当該電子決済等代行業者の業務内容に照らし、実効的と認められる法令等遵守態勢を十分に備えた事業者であること。

5. 利用者保護態勢

次の項目に照らし、利用者保護や利用者情報管理等に係る態勢を十分に備えた事業者であること。

- (1) 利用者保護態勢全般
利用者保護態勢に係る方針、内部規程、利用者に適用される約款等の規程および責任者設置が適切に整備され、そのフォローアップが適切に実施されていること。
- (2) 利用者説明態勢の整備状況
利用者に対して提供する電子決済等代行業の特性・リスク、セキュリティ、注意喚起を要する事項などについて、利用者に対して説明・情報提供が適切に行われていること。
- (3) 利用者サポート態勢の整備状況
利用者からの相談・照会・苦情・問い合わせ等への対応および利用者への補償対応を適切に行う体制が整備されていること。
- (4) 利用者情報管理態勢の整備状況
利用者情報について、取得、利用、保管、提供、消去、破棄などの管理ルールを定めていること。

また、外部委託（再委託など二段階以上の委託を含みます。）を行っている場合には、同様に当該管理ルールの遵守を求めていること。

6. セキュリティ態勢

次の項目に照らし、利用者情報の保護に係る技術的対策等^(※4)を十分に備えた事業者であること。

- (1) コンピュータ設備管理
- (2) オフィス設備管理
- (3) 不正プログラム対策
- (4) システム開発・運用管理
- (5) サービスシステムのセキュリティ機能
- (6) API^(※5)セキュリティ機能
- (7) API利用時のセキュリティ

(※4) 公益財団法人金融情報システムセンター(FISC)の「API 接続チェックリスト(施行版)」等を参照するものとします。

(※5) Application Programming Interface の略で、アプリケーション同士を連携させるための接続仕様・ルールを指します。

7. その他

- (1) 当行は、接続後も定期的に本基準への適合性を調査し、本基準を充足しなくなったと認められる電子決済等代行業者については、以降の接続をお断りする場合があります。
- (2) 当行は、当行の判断により本基準を変更することがあります。その場合、変更時点において接続している事業者に対し、一定期間内に変更後の当該基準への対応をお願いすることがあります。
変更内容は、当行のホームページへの掲載により公表します。

8. 連携および協働に関わる業務を行う部門の名称・連絡先

連携および協働にご関心のある電子決済等代行業者の方は、下記までご連絡をお願いいたします。

担当部署： 業務提携 ： 経営企画部デジタル戦略企画グループ
 システム仕様： 経営企画部 IT 企画グループ
連絡先 ： sb-api@jp.shizugin.com

以 上